

生駒市国民健康保険

第3期特定健康診査等実施計画

平成31年3月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景等.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 特定健康診査及び特定保健指導の基本的考え方.....	1
(1) 生活習慣病対策の必要性.....	1
(2) メタボリックシンドロームという概念への着目.....	2
(3) 特定健康診査・特定保健指導.....	2
第2章 第2期計画期間の現状と課題について	3
1. 被保険者数と医療費の現状.....	3
(1) 国民健康保険被保険者数の推移.....	3
(2) 国民健康保険被保険者の一人当たり医療費の状況（年間医療費）.....	4
(3) 国民健康保険被保険者の生活習慣病の医療費の状況.....	5
(4) 市町村別国保被保険者の生活習慣病の一人当たり医療費の状況.....	7
(5) 市町村別国保被保険者の新規人工透析の現状.....	8
2. 特定健康診査、特定保健指導の実施状況.....	9
(1) 特定健康診査の実施状況.....	9
(2) 特定保健指導の実施状況.....	12
(3) メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況.....	13
(4) 質問票調査の状況.....	14
(5) これまで（第1期、第2期）の主な取組.....	15
①検査項目の充実.....	15
②普及啓発の強化.....	16
③受診勧奨、再勧奨の実施.....	16
④受診しやすい体制づくり.....	16
⑤その他特徴のある取組.....	16
(6) 評価（第3期計画期間に向けた課題）.....	17
第3章 特定健康診査等の実施目標について	17
1. 特定健康診査等の目標値.....	17
第4章 特定健康診査等実施対象者について	18
1. 特定健康診査における対象者の定義.....	18
2. 特定保健指導における対象者の定義.....	18

第5章 特定健康診査等の実施方法について	19
1. 特定健康診査.....	19
(1) 基本事項.....	19
①実施方法、実施時期、実施場所	19
②受診案内の方法、受診券の発券と配布方法.....	19
③自己負担.....	19
④健診結果の返却方法.....	19
⑤事業主健診等のデータ収集方法	19
(2) 実施項目等	20
2. 特定保健指導.....	20
(1) 基本事項.....	20
①実施方法、実施時期、実施場所	20
②利用の案内、利用券の発券と配布方法	21
③自己負担.....	21
(2) 実施項目等	21
3. 代行機関について	22
4. 実施に関する年間スケジュール.....	22
第6章 個人情報保護について	23
1. 特定健康診査、特定保健指導の記録の保存方法、保存体制	23
(1) 記録の保存方法.....	23
(2) 記録の保存体制.....	24
(3) 外部委託.....	24
2. 特定健康診査、特定保健指導の記録の管理に関するルール	24
第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知について	24
1. 公表方法	24
2. 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法について.....	24
第8章 特定健康診査等実施計画の評価・見直しについて	25
1. 目標達成状況の評価方法	25
(1) 特定健康診査受診率・特定保健指導の実施率.....	25
(2) メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合.....	25
(3) その他	25
2. 評価と見直し.....	25

第9章 特定健康診査等の円滑な実施について	25
1. 奈良県国民健康保険団体連合会・国保事務支援センターとの連携.....	25
2. 受診しやすい体制づくり	25
3. 実施体制の確保.....	26
4. 受診率等の向上となる取組	26
5. 重症化予防の取組	26

生駒市国民健康保険 第3期特定健康診査等実施計画

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景等

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、平均寿命の延伸や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、国民生活や意識の変化など大きな社会環境の変化により医療費や保険料の増大が見込まれる中、国保財政を健全化し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっていた。

このような状況を踏まえて、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制に資するため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づき、被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」に基づき策定した「特定健康診査等実施計画」の第2期計画期間の終了に伴い、引き続き生活習慣病対策の充実を図り、さらに促進していくため、第3期計画として策定するものである。(なお、詳細については、別に「生駒市特定健康診査等実施要領」に定める。)

2. 計画期間

第3期計画の期間は、基本指針に即して6年を1期とし、平成30年度から平成35年度とする。

3. 特定健康診査及び特定保健指導の基本的考え方

(1) 生活習慣病対策の必要性

高齢化の急速な進展や生活スタイルの変化などに伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因の約6割を占め、医療費に占める割合も約3分の1となっている。高齢期に向けて生活習慣病の罹患等が顕著なことから、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症を招き、生活習慣の改善がなければ、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過をたどることになる。

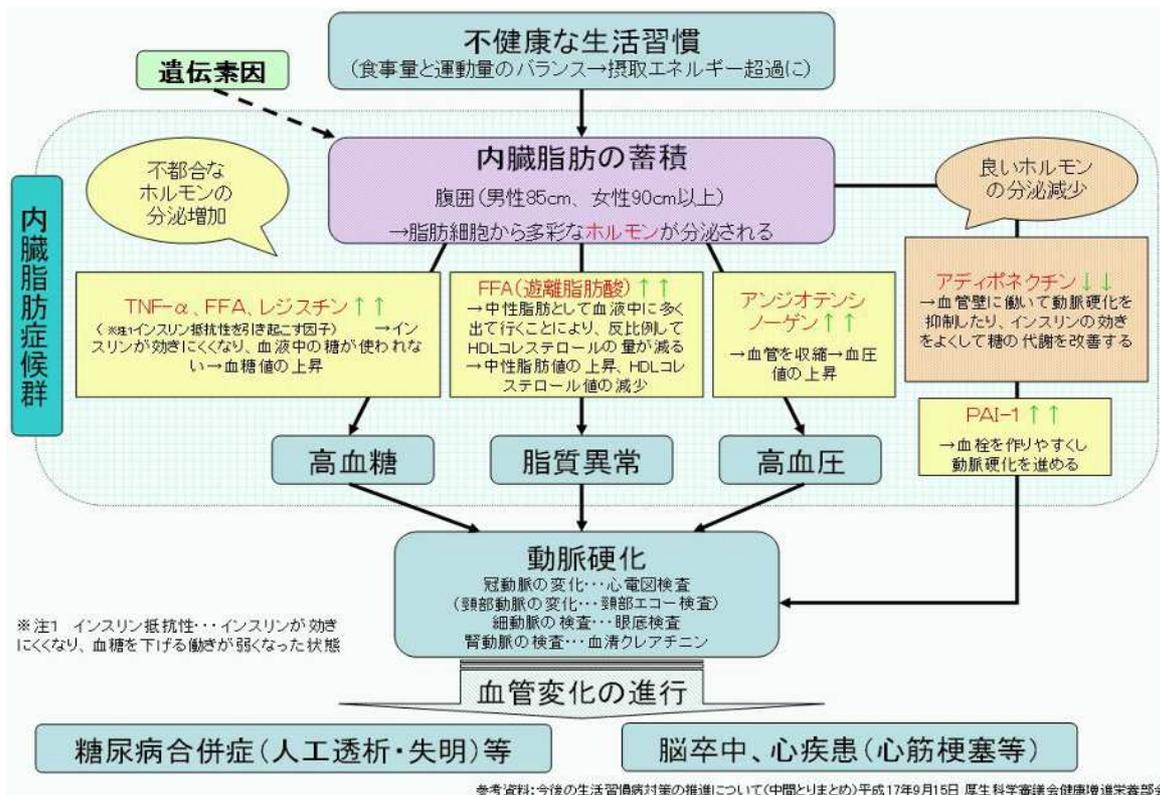
このため、生活習慣の改善による生活習慣病の発症、重症化予防の対策を進めることで患者を減らすことができれば、結果として、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

(2) メタボリックシンドロームという概念への着目

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。

メタボリックシンドロームの概念に着目するのは、生活習慣病の発症、重症化の過程でこのことが大きく影響しているからであり、この該当者及び予備群者の減少を目指す必要がある。

【図表1】メタボリックシンドロームのメカニズム

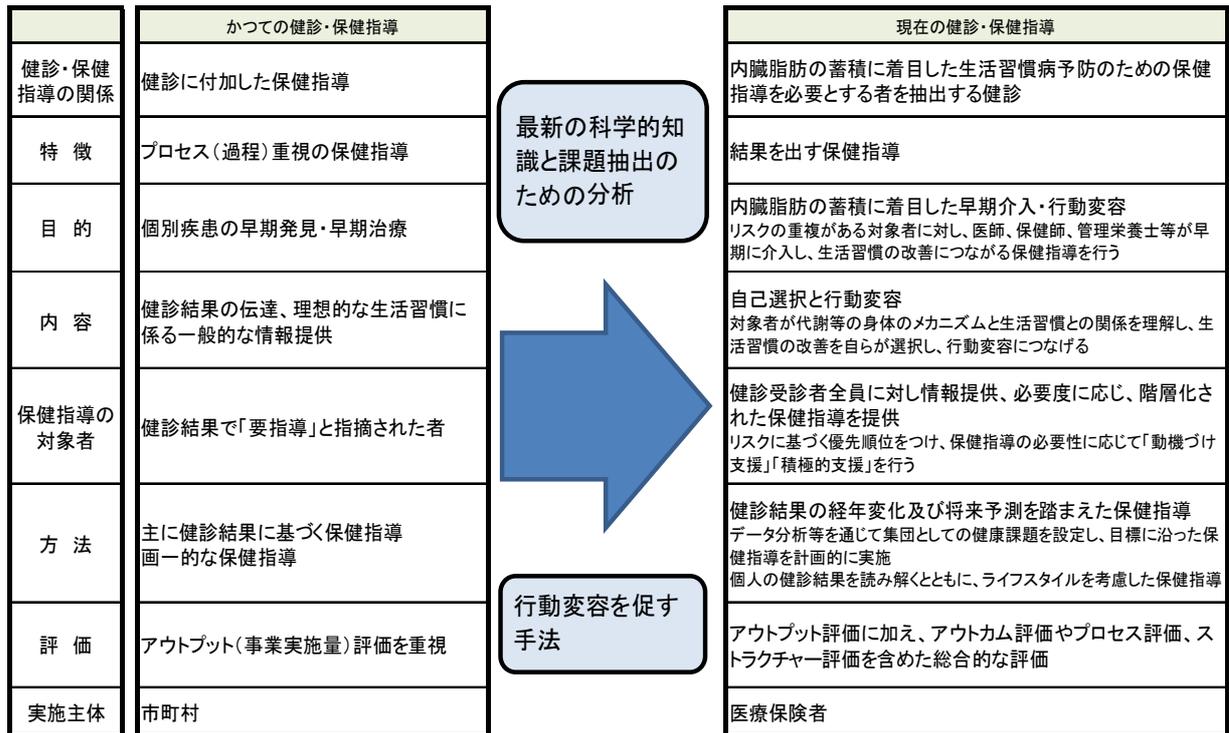


(3) 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

【図表 2】 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方



「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」より引用

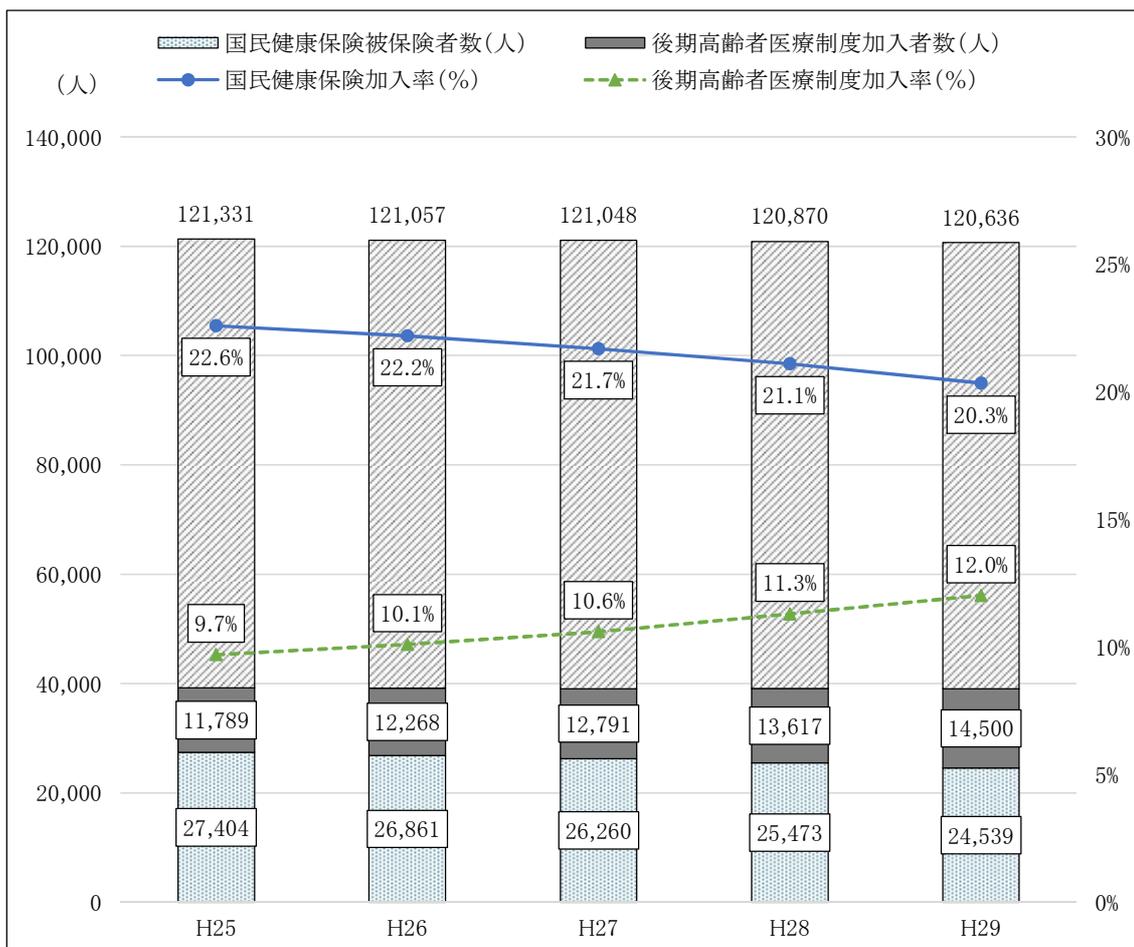
第 2 章 第 2 期計画期間の現状と課題について

1. 被保険者数と医療費の現状

(1) 国民健康保険被保険者数の推移

生駒市の被保険者数及び人口に占める被保険者の割合は、図表 3 より減少傾向にある。その主な理由は、少子化による若年層の人口減少及び被保険者の高齢化により 75 歳年齢到達に伴う後期高齢者医療制度への移行が進んでいること、また、平成 28 年 10 月以降から社会保険の適用範囲が拡大した影響によるものと推察される。

【図表 3】 生駒市総人口・被保険者数の推移



年 度	H25	H26	H27	H28	H29
総人口(人)	121,331	121,057	121,048	120,870	120,636
国民健康保険被保険者数 (人)	27,404	26,861	26,260	25,473	25,144
国民健康保険加入率(%)	22.6	22.2	21.7	21.1	20.9
後期高齢者医療制度加入者数 (人)	11,789	12,268	12,791	13,617	14,500
後期高齢者医療制度加入率(%)	9.7	10.1	10.6	11.3	12.0

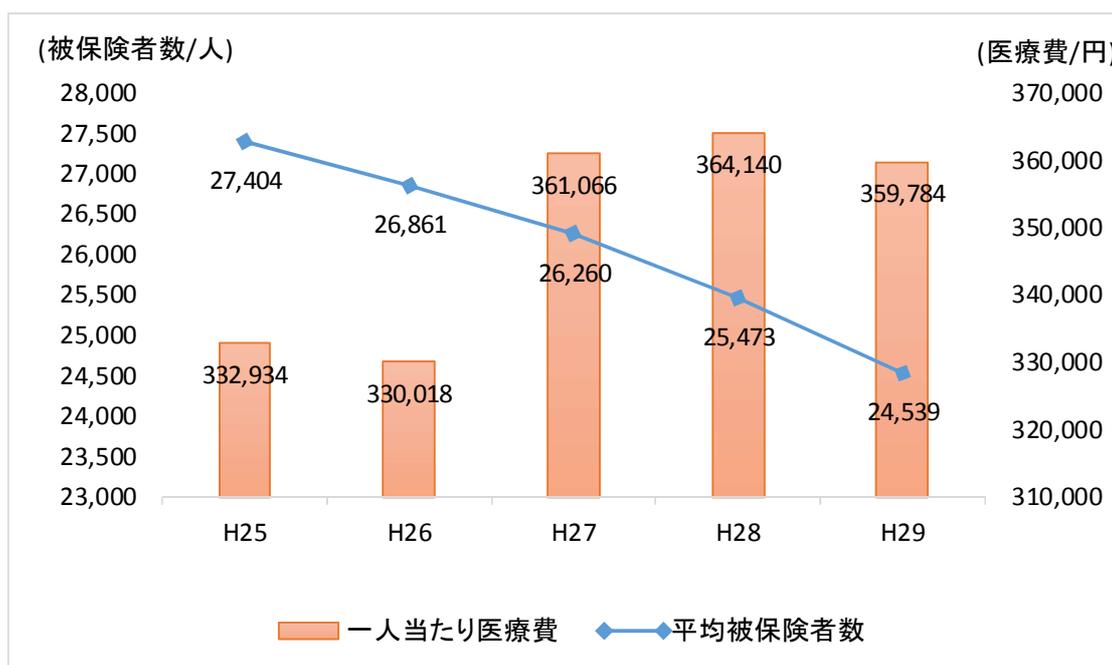
※出典 総人口：市民部市民課(各年 10 月 1 日現在)

被保険者数：国民健康保険事業年報（厚生労働省）

(2) 国民健康保険被保険者の一人当たり医療費の状況（年間医療費）

図表 4 より、被保険者一人当たりの医療費は、平成 27 年度以降、がんによる入院件数の増加や高額薬剤である C 型肝炎治療薬等の影響により増加したが、平成 29 年度は、薬価の引き下げや被保険者数の減少により、医療費の伸びは減少傾向にある。しかしながら、医療の高度化や被保険者の高齢化等の要因から、今後も一人当たり医療費の増加が見込まれる。

【図表 4】一人当たり医療費推移



(医療費：千円、平均被保険者数：人、一人当たり医療費：円)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
平均被保険者数	27,404	26,861	26,260	25,473	24,539
平均被保険者数対前年		△97	△543	△601	△787
一人当たり医療費	332,934	330,018	361,066	364,140	359,784
一人当たり医療費対前年		9,995	△2,916	31,048	3,074

出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）

(3) 国民健康保険被保険者の生活習慣病の医療費の状況

生活習慣病に分類される疾患に伴う医療費の推移について分析を行い、傾向を調べたところ、図表 5 より、高血圧疾患に関しては減少傾向にあり、医療費は平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると 30.6%減少している。

慢性腎臓病(透析有り)に関しては、減少傾向にあり、医療費は平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると 16.7%減少している。

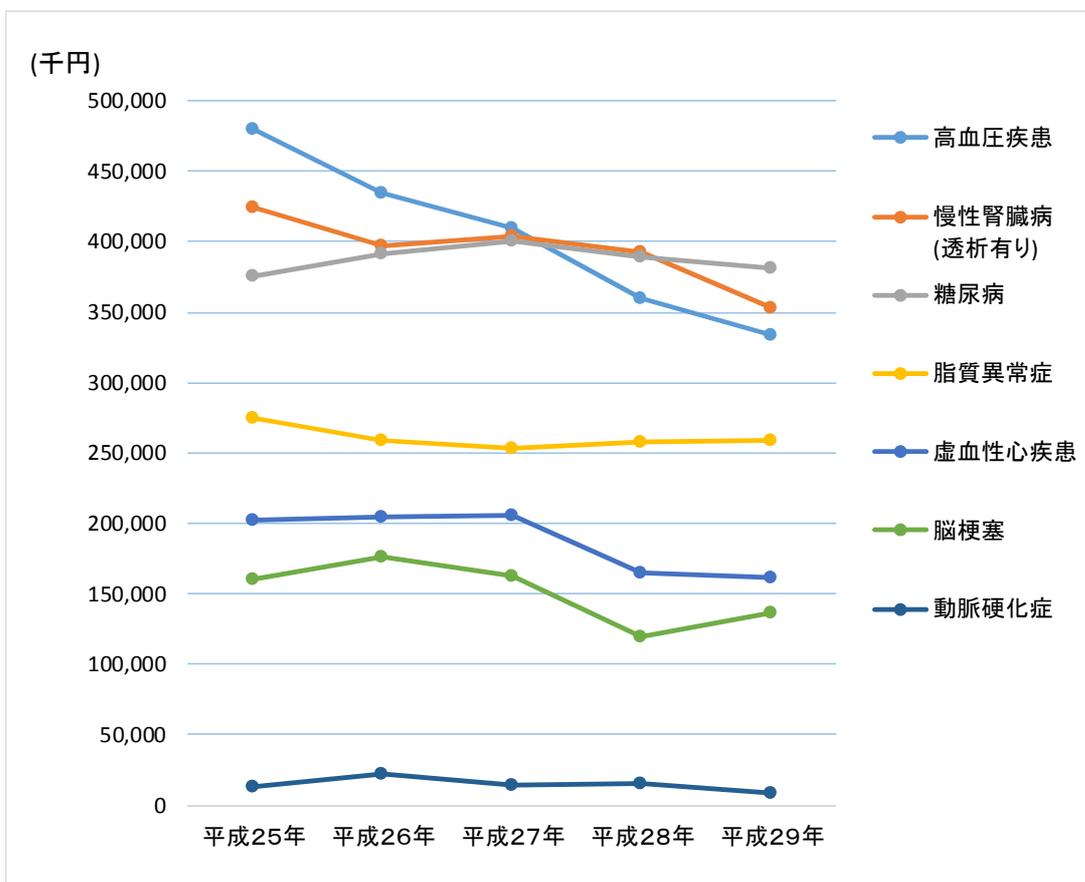
糖尿病、脂質異常症及び動脈硬化症に関しては、医療費は平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると横ばいの状態である。

虚血性心疾患に関しては、医療費は横ばいの状況が続いていたが、H29 年度は減少している。

脳梗塞に関しては、減少傾向にあり、医療費は平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると 15.0%減少している。

図表 6 より、被保険者に占める生活習慣病患者の割合は増加傾向であったが、平成 29 年度はやや減少している。

【図表 5】生活習慣病の医療費の推移

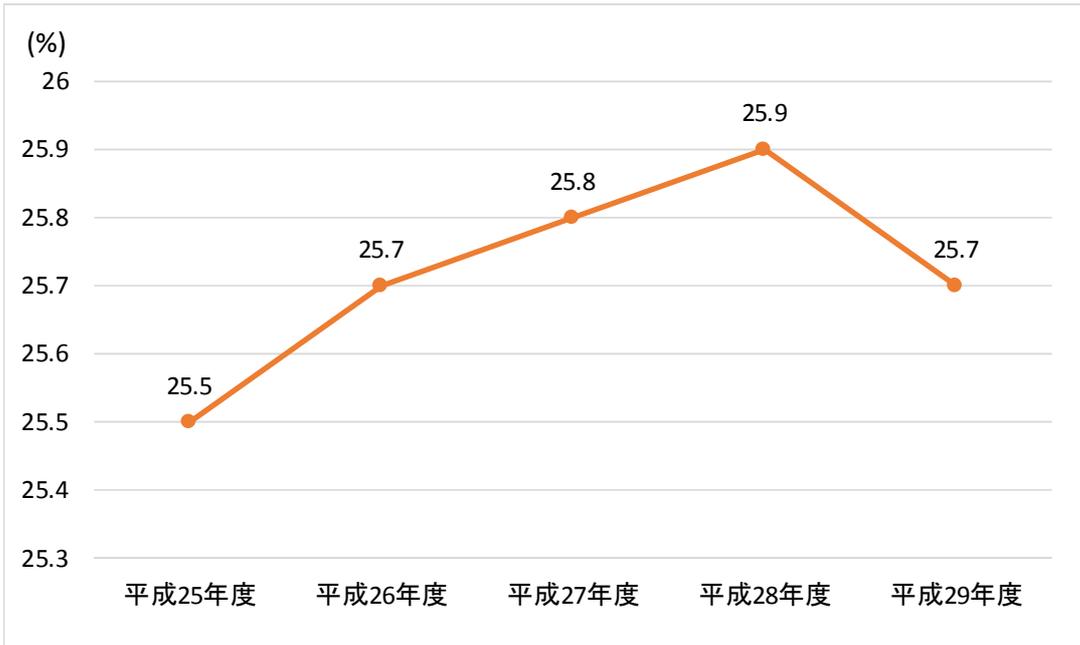


(円)

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高血圧疾患	480,123,000	434,295,740	409,689,310	359,670,920	333,190,480
慢性腎臓病(透析有り)	424,348,190	397,573,630	404,127,280	392,825,640	353,153,640
糖尿病	375,836,540	391,802,700	399,864,430	389,418,620	380,871,360
脂質異常症	274,219,890	258,498,140	253,485,510	258,284,720	258,491,230
虚血性心疾患	202,349,010	204,083,600	205,836,550	165,310,830	161,868,840
脳梗塞	160,427,250	175,979,930	163,127,180	119,497,360	136,239,130
動脈硬化症	13,336,270	21,829,790	14,420,950	14,941,500	9,159,940
合計	1,930,640,150	1,884,063,530	1,850,551,210	1,699,949,590	1,632,974,620

出典：KDB システム(健診・医療・介護データからみる地域の健康課題)より集計

【図表 6】生活習慣病患者の割合



出典：KDB システム(健診・医療・介護データからみる地域の健康課題)より集計

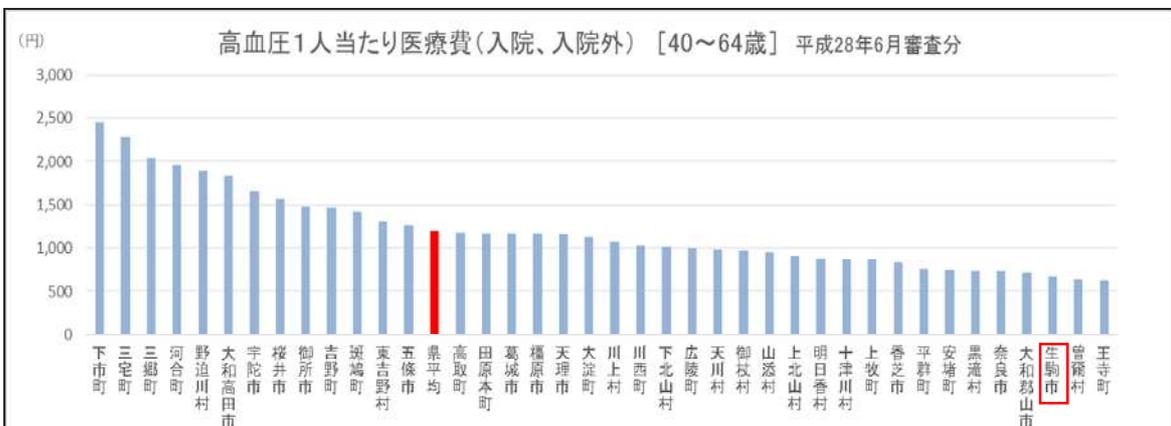
(4) 市町村別国保被保険者の生活習慣病の一人当たりの医療費の状況

図表 7 より、生活習慣病のうち、40～64 歳の高血圧の 1 人当たりの月ごとの医療費は、医療費の少ないほうから県内 3 番目（県内 37 位）となっているが、65～74 歳では医療費の少ないほうから県内 6 番目（県内 34 位）となっている。

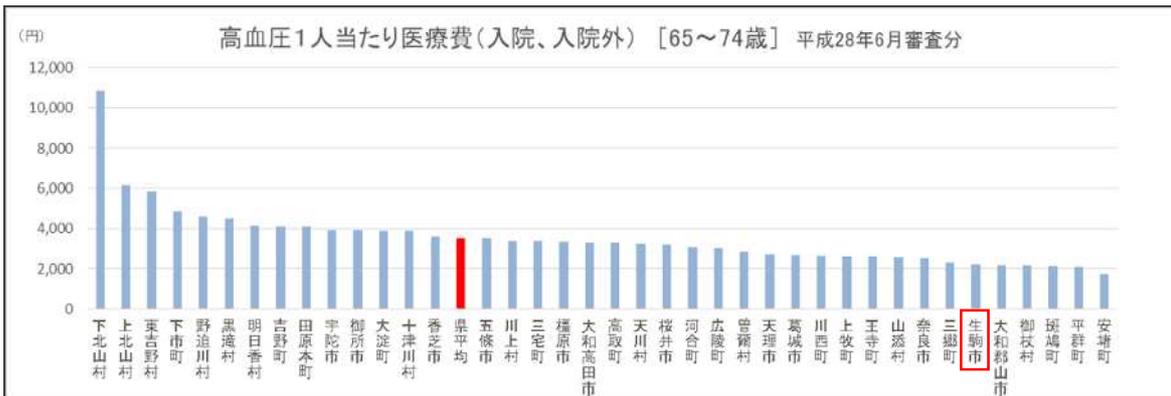
図表 8 より、生活習慣病のうち、40～64 歳の糖尿病の 1 人当たりの月ごとの医療費は、医療費の少ないほうから県内 4 番目（県内 36 位）となっているが、65～74 歳では医療費の少ない方から県内 10 番目（県内 30 位）となっている。

【図表 7】年代別高血圧の 1 人当たり医療費

高血圧（40～64 歳）

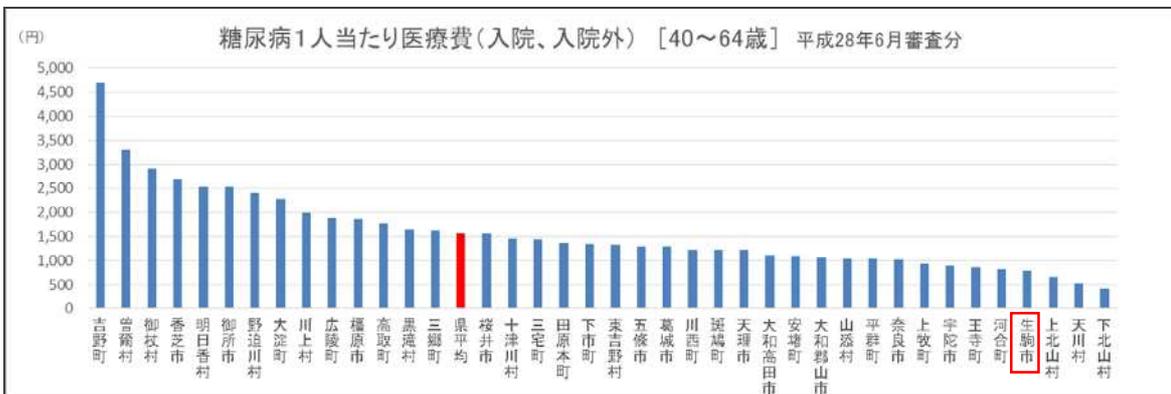


高血圧 (65～74 歳)



【図表 8】年代別糖尿病の1人当たり医療費

糖尿病 (40～64 歳)



糖尿病 (65～74 歳)

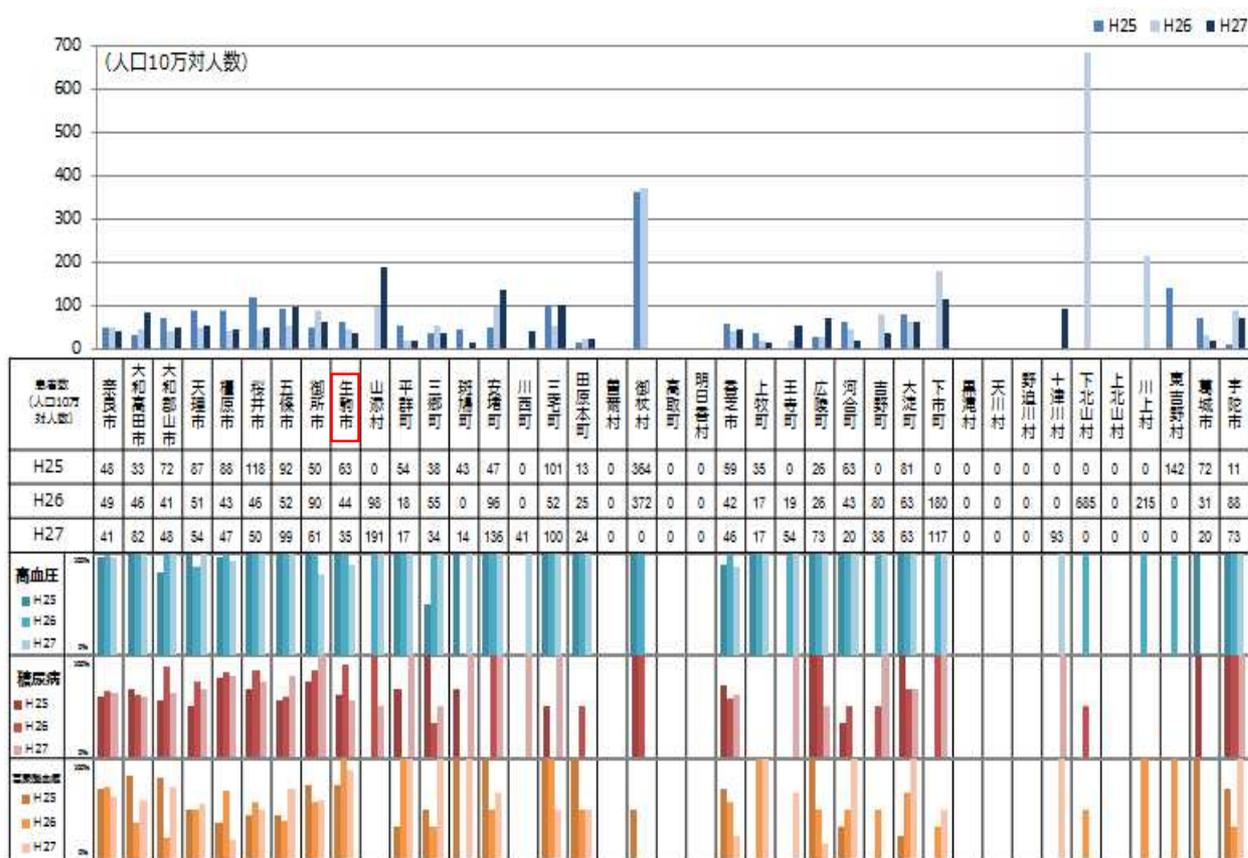


出典：奈良県国民健康保険団体連合会「国保・後期高齢者医療費の分析」

(5) 市町村別国保被保険者の新規人工透析の現状

人工透析は、長期的な医療が必要であり、高額な医療費が必要となる。県内の新規導入者数(人口10万対人数)及び併発疾患の割合は図表9のとおり。

【図表 9】 奈良県市町村別年間人工透析新規患者数及び併発疾患の割合



※人工透析を導入した患者が、導入した年度に高血圧症、高尿酸血症、糖尿病で受診していた場合の人数を集計した。

出典：奈良県「平成 27 年度奈良県の医療費の状況」

【図表 10】 「特定疾病療養受療証（人工透析）」 発行状況

「特定疾病療養受療証 (人工透析)」 発行者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規発行者数	14	18	16
総数	85	83	81

2. 特定健康診査、特定保健指導の実施状況

(1) 特定健康診査の実施状況

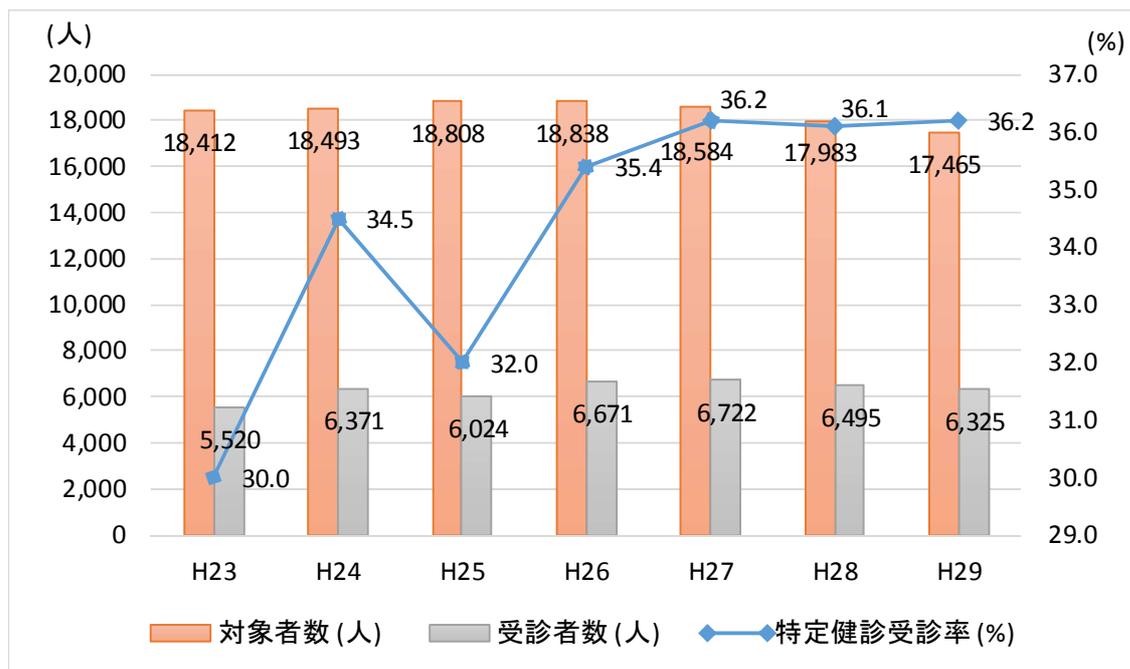
特定健康診査実施率は、図表 11 より、制度が開始された平成 20 年度以降上昇傾向で、平成 25 年度から 2 年は上昇傾向であったが、平成 27 年度から横ばいという状況であり、全国市町村国保の特定健診受診率の目標値 60%を達成するのは非常に困難な状況である。また、図表 12 より、特に若年層の受診率が低く、女性に比べて、男性の受診率が低い状況となっている。

平成 23 年度からは若年層の受診率向上を図るため、40～55 歳の節目年齢対象者に対し、電話による受診勧奨を開始し、平成 24 年度からは全未受診者に対し、電話勧奨を実施したこと

で、特定健診を幅広く周知でき、受診率向上につながったと考えられる。しかし、平成 27 年度以降は受診率の大幅な伸びにつながっていない状況である。

図表 13 より、奈良県内の市町村の特定健診実施率と比べると、生駒市は県内で 16 位に位置している。

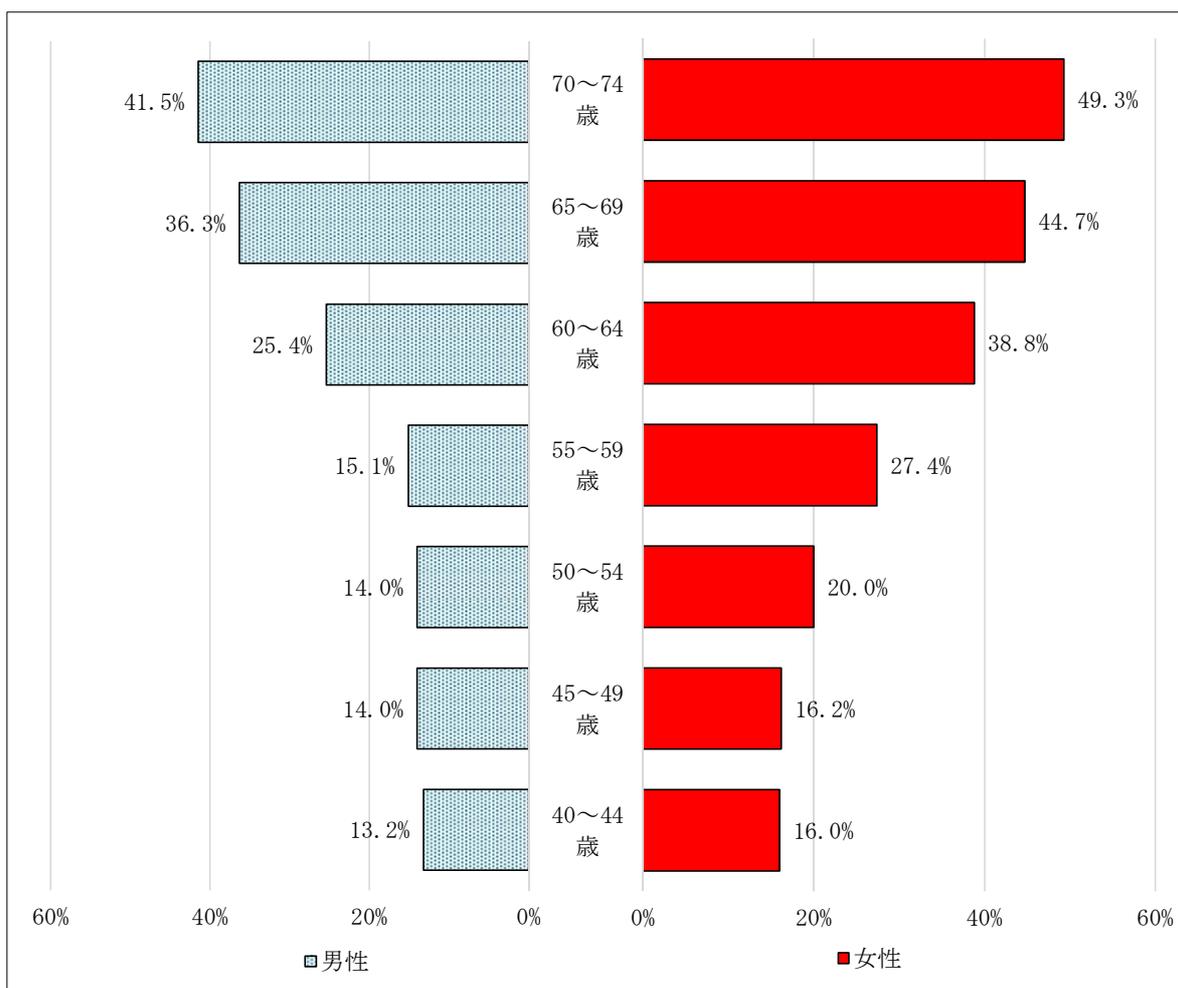
【図表 1 1】 特定健康診査の受診率



年 度	H25	H26	H27	H28	H29
特定健診受診率 (%)	32.0	35.4	36.2	36.1	36.2
対象者数 (人)	18,808	18,838	18,584	17,983	17,465
受診者数 (人)	6,024	6,671	6,722	6,495	6,325
市町村順位 (位)	17	14	16	16	—

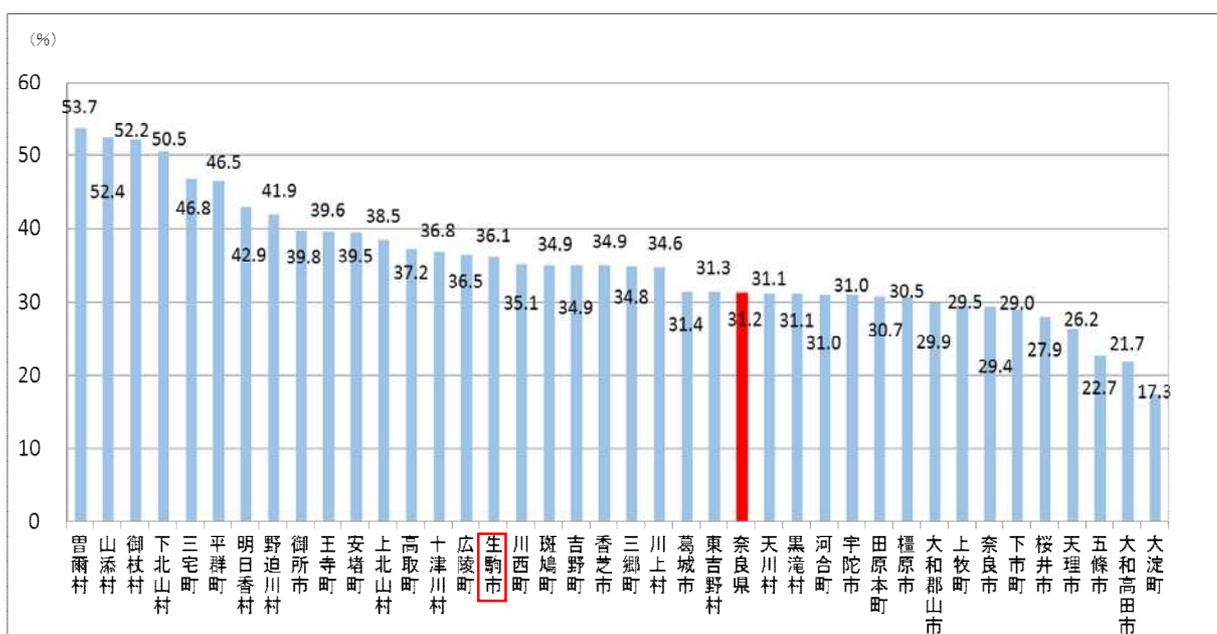
出典：奈良県国民健康保険団体連合会 法定報告

【図表 1 2】平成 29 年度性別・年代別特定健診受診状況



出典：奈良県国民健康保険団体連合会 法定報告

【図表 1 3】平成 28 年度奈良県市町村別被保険者の特定健康診査実施率



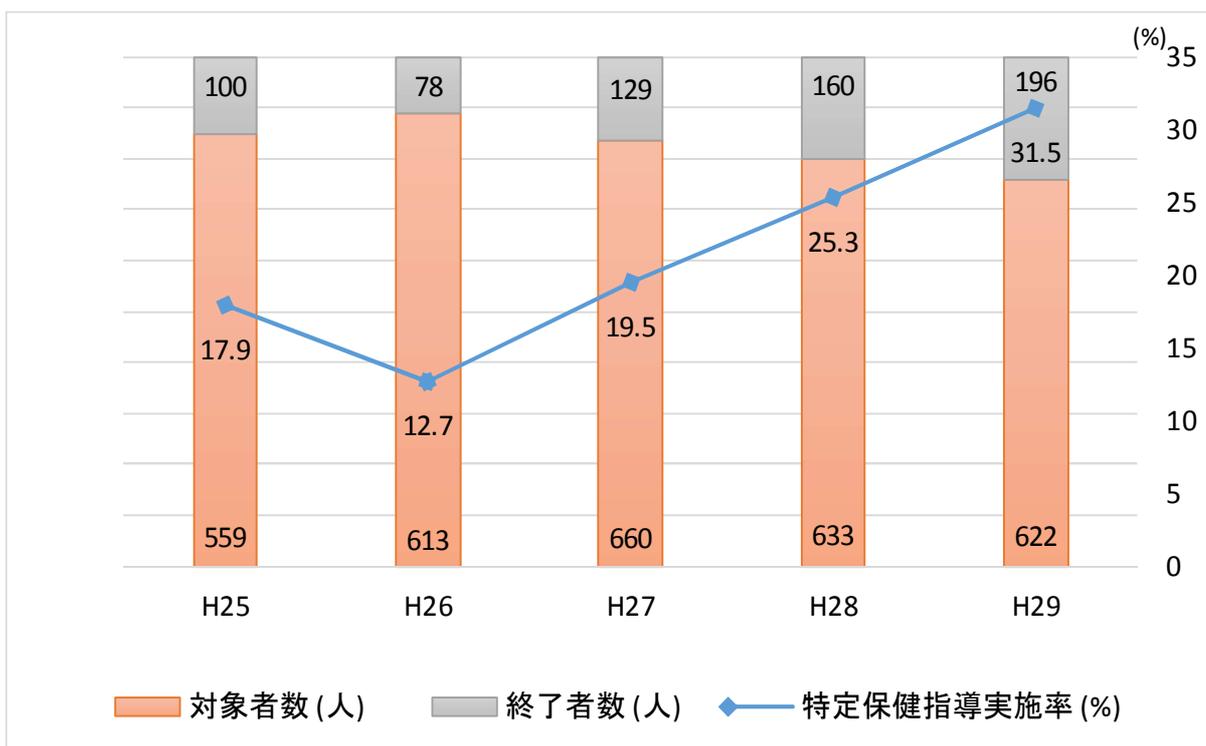
出典：奈良県国民健康保険団体連合会 法定報告

(2) 特定保健指導の実施状況

図表 14 より、特定保健指導実施率は、制度が開始された平成 20 年度以降上昇傾向である。図表 15 より、特定保健指導対象者の支援区分別の割合はほぼ横ばいで、積極的支援対象者は平成 27 年奈良県より約 1 ポイント下回っている。

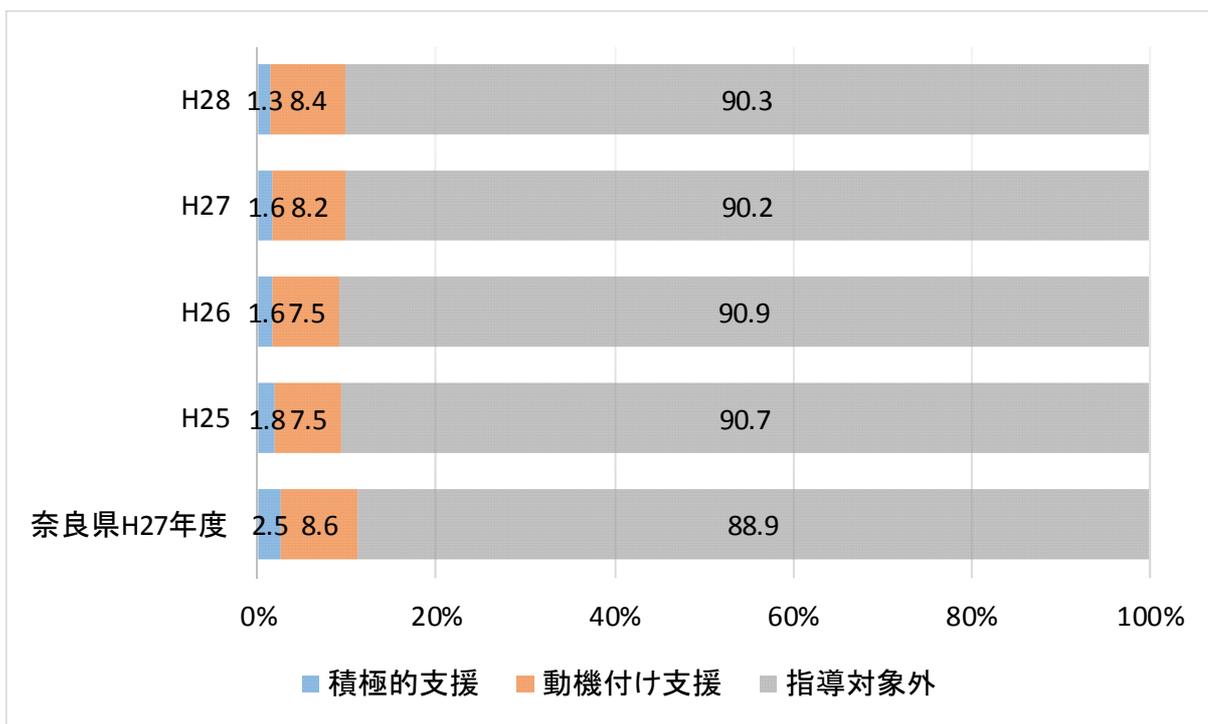
図表 16 より、奈良県内の市町村の特定保健指導実施率と比べると、生駒市は県内で 18 位に位置している。

【図表 1 4】 特定保健指導の実施率

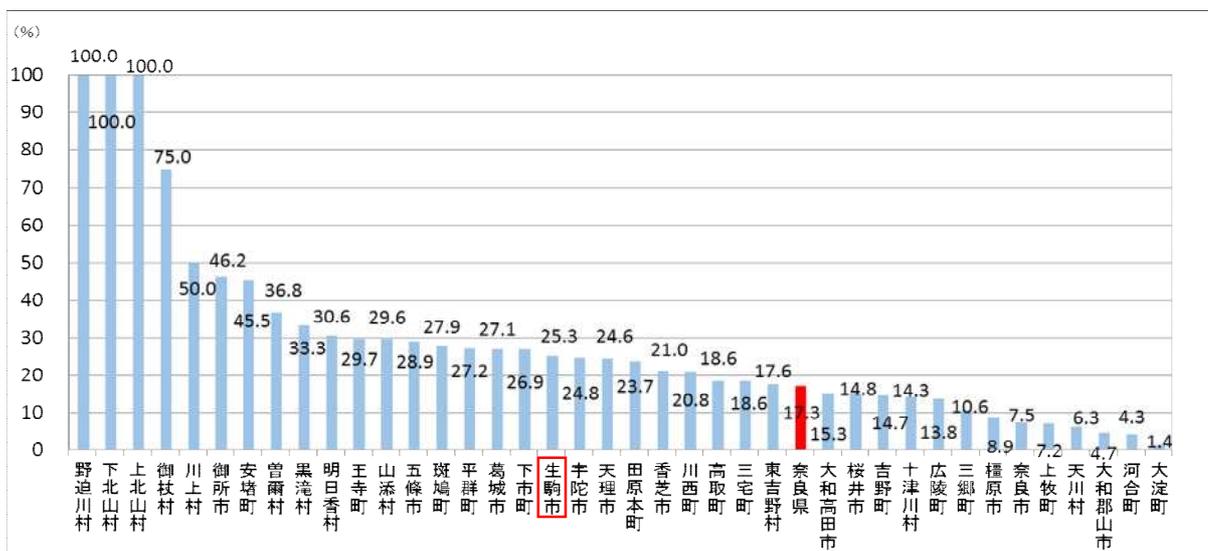


年 度	H25	H26	H27	H28	H29
特定保健指導実施率 (%)	17.9	12.7	19.5	25.3	31.5
対象者数 (人)	559	613	660	633	622
終了者数 (人)	100	78	129	160	196
市町村順位 (位)	21	26	17	18	—

【図表 1 5】 特定保健指導の支援区分別の割合 (%)



【図表 1 6】 平成 28 年度市町村別国保被保険者の特定保健指導実施率

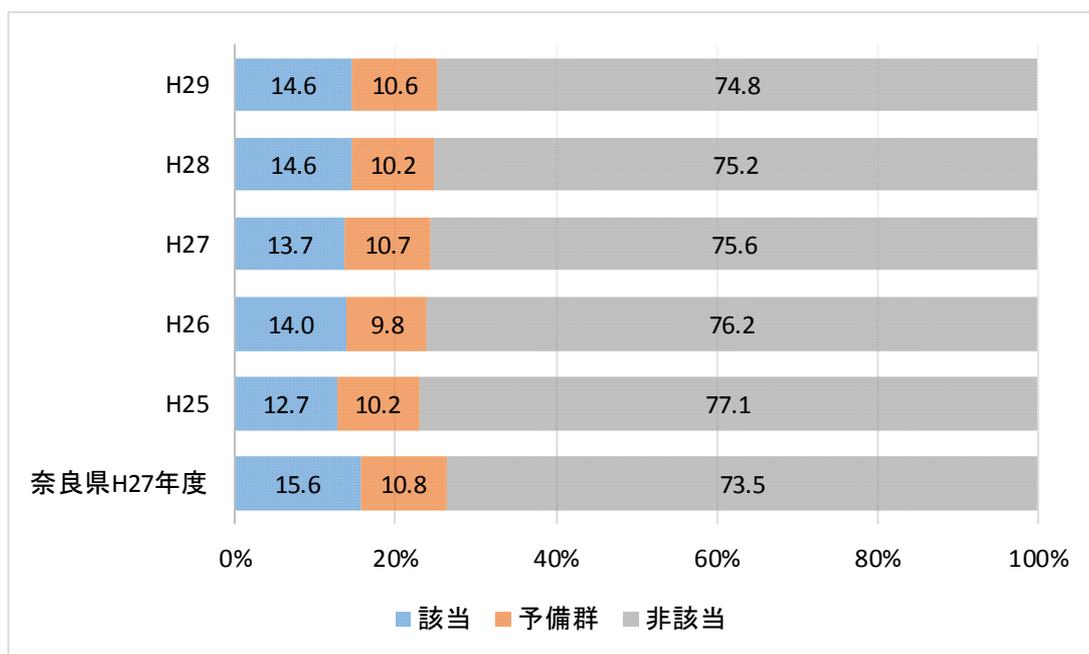


(3) メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況

特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合は、年々増加傾向にあるが、奈良県と比較すると平成 27 年度は約 2 ポイント下回っている。

また、メタボリックシンドローム予備群の割合は県とほとんど変わらない状況である。

【図表 17】 特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者等の割合



出典：奈良県国民健康保険団体連合会 法定報告

(4) 質問票調査の状況

図表 18 より、生駒市の特徴として、コレステロールを下げる薬を服薬している人が、国より 0.9 ポイント高く、脳卒中の既往のある人の割合は、県や同規模市町村、国と比較すると、0.8～1.0 ポイント高い。また、生活習慣改善の意欲については、改善意欲のある方が全体の 74.5%を占め、取り組み始めている方や既に取り組んでいる方は全体の 45.9%を占めているが、保健指導利用の有無については 54.6%の方が利用しないと回答している。

特定保健指導については、制度の利用勧奨を実施し、利用促進を図っていききたい。また、気兼ねなく健康相談が出来る体制づくりや、健康に関する情報提供ができる機会を整えていく必要がある。

【図表18】平成28年度 健診時の質問票における生活習慣の状況

		(%)				
番号	質問事項	生駒市	奈良県	同規模	国	
1	服薬 血圧を下げる薬	33.0	32.8	34.7	33.6	
2	服薬 インスリン注射又は血糖を下げる薬	6.2	7.1	7.9	7.5	
3	服薬 コレステロールを下げる薬	24.5	25.9	25.0	23.6	
4	既往歴 脳卒中	4.3	3.3	3.5	3.3	
5	既往歴 心臓病	5.8	5.8	5.7	5.5	
6	既往歴 慢性腎臓病	0.3	0.4	0.5	0.5	
7	既往歴 貧血	10.3	11.4	10.5	10.2	
8	現在、タバコを習慣的に吸っている	8.8	10.6	13.0	14.2	
9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	29.9	31.5	32.1	32.1	
10	1回30分以上軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	53.5	54.9	57.2	58.8	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	48.4	47.6	46.8	47.0	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	44.7	48.2	50.2	50.3	
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	19.0	20.0	19.2	19.5	
14	人と比較して食べる速度が速い。	速い	25.2	26.4	25.0	26.0
		ふつう	64.8	64.7	66.8	65.6
		遅い	10.0	8.9	8.2	8.4
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	10.5	11.9	14.2	15.5	
16	夕食後に間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上ある。	12.6	13.8	11.3	11.9	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	4.6	6.1	7.7	8.7	
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	毎日	24.7	24.3	24.5	25.6
		時々	23.4	21.5	21.1	22.1
		ほとんど飲まない	51.9	54.2	54.4	52.3
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量	0～1合未満	72.6	70.0	67.1	64.0
		1～2合未満	19.3	20.8	22.5	23.9
		2～3合未満	6.8	6.9	8.2	9.3
		3合以上	1.2	2.3	2.2	2.7
20	睡眠で休養が十分とれている。	25.4	25.5	23.7	25.1	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思っていますか。	改善意欲なし	25.5	26.4	30.5	30.7
		改善意欲あり	28.6	30.9	26.4	27.3
		改善意欲ありかつ始めている	13.1	12.0	13.7	13.2
		取り組み済み6ヶ月未満	9.0	9.0	8.2	8.1
		取り組み済み7ヶ月以上	23.8	21.8	21.2	20.8
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があっても、利用しない。	54.6	54.5	59.0	59.3	

出典：KDBシステム

(5) これまで(第1期、第2期)の主な取組

① 検査項目の充実

特定健康診査について、さらなる疾病の早期発見のため及び検査項目が少ないとの要望を受け受診率向上の一環として、下記の検査項目を追加し、充実を図った。

県独自	22年度～ 血清クレアチニン
	23年度～ eGFR 尿酸 随時血糖
	25年度～ 心電図 貧血検査

市町村独自	24年度～ 心電図 貧血検査
-------	----------------

② 普及啓発の強化

共同保健事業等検討会(市町村国保の共同体)や市町村独自で下記の特定健康診査・特定保健指導の普及啓発、広報誌等を活用した啓発等を行った。

啓発チラシ等の作成・配布、ポスター掲示、自治会の回覧板での広報
公共交通機関でのPR、生駒商工会議所会員へのポスター掲示依頼、広報誌掲載等

③ 受診勧奨、再勧奨の実施

郵送、電話等による受診勧奨、再勧奨を実施。特に受診者の状況に応じた勧奨通知を行い(平成29年度実施)、受診率向上に取り組んだ。今後においては、保健事業の県共同化と連携をとりながら、実施していくこととする。

- ① 過去3年間未受診及び医療機関受診履歴なしの者向け受診勧奨通知
- ② 60歳未満の者向け受診勧奨通知
- ③ 60歳以上74歳未満の者向け受診勧奨通知
- ④ 節目年齢助成対象者向け集団健診受診勧奨通知

※平成29年度勧奨通知実施の階層化条件

④ 受診しやすい体制づくり

休日健診の実施やがん検診との同時実施を行うことで受診率の向上に取り組んだ。また、節目年齢(40歳、45歳、50歳、55歳)対象者に対し、受診料の助成を行った。

23年度～ 節目年齢受診対象者に対し、受診料の助成開始
24年度～ 休日集団健診を開始(がん検診と同時実施日あり)
28年度～ 休日集団健診で同日に保健指導を実施
30年度～ 市役所本庁で休日集団健診を実施開始

⑤ その他特徴のある取組

健診の結果からレッドカードを利用した医療機関への受診勧奨などを積極的に実施した。

また、健診の結果から、テーマに添った生活習慣改善教室の実施を行った。また、運動教室を実施し、国保被保険者の生活習慣改善に取り組んだ。

25年度～ 糖尿病等治療勧奨推進事業(レッドカード事業)開始
28年度～ 生活習慣病予防教室(慢性腎臓病予防教室)を実施
健康に関するTwitterを開始

<p style="text-align: center;">電話勧奨結果から他の健診を受診した者に対して情報提供を依頼</p> <p>29年度～ 栄養教室(減塩)、運動教室を実施</p> <p>30年度～ 骨密度測定会・すいみんリズム健診・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施</p>
--

(6) 評価（第3期計画期間に向けた課題）

特定健康診査については、健診項目の充実を図り、これまでの計画期間における課題を経て、受診勧奨・再勧奨等の工夫をしながら受診率の向上に取り組んでいるものの、受診率の低迷が続いており、上昇傾向が続いているとはいえ、目標には及ばない状況である。

年代別では、年齢が高くなるほど受診率が高くなっている現状で、疾病の早期発見という趣旨からも、今後は特に若い世代へのアプローチを積極的に進めることが必要である。

また、未受診理由として「忙しく時間がない」「健康なので必要ない」「病院受診中」が上位を占めるため、特定健康診査受診の必要性についてのさらなる普及啓発の工夫や医療機関との連携による受診勧奨の推進が必要と考える。

特定保健指導については、実施率が上昇傾向で推移しており、生駒市の保健師が中心となって充実を図っているものの、まだまだ実施体制が弱く、医療機関と連携した受診と保健指導の一体化を強化するなど、魅力ある受診体制を目指すことが必要である。これに加え、指導者研修会に積極的に参加するなど職員の資質向上に取り組むことも継続的に行っていく必要がある。

このような取組から生活習慣病の早期発見、重症化予防を確実にを行い、医療費削減に向けて取組を強化することが重要であり、第3期は平成29年度に策定された奈良県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの着実な実行も進めていく。

今後は、これらの取組を他の保険者と連携し、また国保部門、衛生部門が一丸となって推進していくことが重要である。

第3章 特定健康診査等の実施目標について

1. 特定健康診査等の目標値

国においては、平成35年度における市町村国保の特定健康診査等実施率目標は、「特定健康診査受診率60%」「特定保健指導実施率60%」としている。生駒市においては、これまでの受診率等を考慮し、特定健康診査受診率43%、特定保健指導実施率42%を目標とする。

平成30年度からの各年度の実施率は、平成29年度の実績見込等を勘案し、6年間で市独自の目標を設定し、その目標を達成できるよう、段階的に実施率を引き上げていくこととする。

【図表19】実施に関する目標

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特定健康診査の実施率	38	39	40	41	42	43% (※70%)
特定保健指導の実施率	32	34	36	38	40	42% (※45%)

※（）カッコ内の数値は全国市町村国保の目標値

なお、成果に関する目標は、平成35年度において、図表17を参考に、メタボリックシンドロームの該当者割合を13.5%に、予備群の割合を10.1%とする。

第4章 特定健康診査等実施対象者について

1. 特定健康診査における対象者の定義

特定健康の実施年度中に40～74歳となる被保険者(当該年度において75歳に達する者も含む)で、かつ当該実施年度の1年間を通じて被保険者である者(年度途中での加入・脱退等異動のない者)のうち、妊産婦等を除いた者が対象者となる。

2. 特定保健指導における対象者の定義

特定健康診査の結果、腹囲のほか、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く者が対象者である。図表20にあるように、追加リスクの多少と喫煙歴の有無により、動機付け支援の対象者となるのか積極的支援の対象者となるのかが異なる。

【図表20】特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質		③血圧	40-64歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当		/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当		あり なし		
上記以外で BMI≥25	3つ該当		/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当		あり なし		
	1つ該当		/		

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

第5章 特定健康診査等の実施方法について

第3期計画期間から特定健康診査、特定保健指導については、奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センターと連携して実施する。

実施についての基本事項は次に記述のとおりで、詳細は奈良県特定健康診査・特定保健指導マニュアルに則して実施する。

1. 特定健康診査

(1) 基本事項

① 実施方法、実施時期、実施場所

○集団健診

年に3回、セラビーいこままたは市役所本庁において、土曜・日曜のいずれかに実施する。

○個別健診

6月から翌年1月にかけて、市町村と県医師会が締結する特定健康診査等委託契約（集合契約）または個別契約において委託する医療機関において実施する。

② 受診案内の方法、受診券の発券と配布方法

受診券等は、保険者自身若しくは奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センターへの委託で発券し、5月末頃に受診案内を同封したうえ、対象者全員に郵送する。また、外部への委託により電話による健診の受診勧奨、再勧奨を実施する。

③ 自己負担

一部負担有り（見直す場合がある）

④ 健診結果の返却方法

健診実施機関が健診結果を手渡しのうえ説明を行う。健診実施から、2,3ヵ月後に国保医療課からは郵送により通知する。この場合、健診結果通知とともに、生活習慣病への理解を深め、本人の健康状態に適した生活習慣改善を促す助言等を情報提供し、継続的な健診受診につなげる。

⑤ 事業主健診等のデータ収集方法

電話による受診勧奨の際に「他の健診を受診する」と答えた者に対して、データ提供依頼の通知を行うことでデータを受領する。

(2) 実施項目等

区分	内容	
基本的な健診項目	既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)(問診)	
	自覚症状及び他覚症状の検査 (理学的検査(視診、聴打診、腹部触診等))	
	身体計測	身長
		体重
		腹囲
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール *
	肝機能検査	GOT
		GPT
		γ-GTP
血糖検査	空腹時血糖もしくは随時血糖 *	
	ヘモグロビン A1c	
尿検査	糖	
	蛋白	
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加健診項目)	貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値) 心電図検査 眼底検査 血清クレアチニン	
保険者独自の追加健診項目	血清クレアチニン検査及び推算糸球体ろ過量(eGFR)※医師の判断によるものを除く 血清尿酸検査 随時血糖検査 * 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)※医師の判断によるものを除く 心電図検査※医師の判断によるものを除く	

* : 奈良県特定健康診査・特定保健指導マニュアルを参照

2. 特定保健指導

(1) 基本事項

① 実施方法、実施時期、実施場所

特定健康診査の結果に基づき支援区分を階層化したうえ、保険者が実施する。初回面接(分割実施をする場合もある)は7月から随時実施し、一部の対象者を除いて3ヶ月後に評価を行う。なお、初回面接は、健診受診年度の翌6月を期限とする。

健診受診年度の翌6月を期限として、市町村と県医師会が締結する特定健康診査等委託契約(集合契約)において委託する医療機関においても実施し、生駒市と個別契約を締結する医

療機 関については、契約内容に基づき、実施する。

② 利用の案内、利用券の発券と配布方法

利用券は、委託先の奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センターが発券し、7月頃から随時、保健指導の利用案内を同封したうえ、対象者全員に郵送する。また、国保医療課の保健師、管理栄養士等が、電話による保健指導の利用勧奨を実施する。

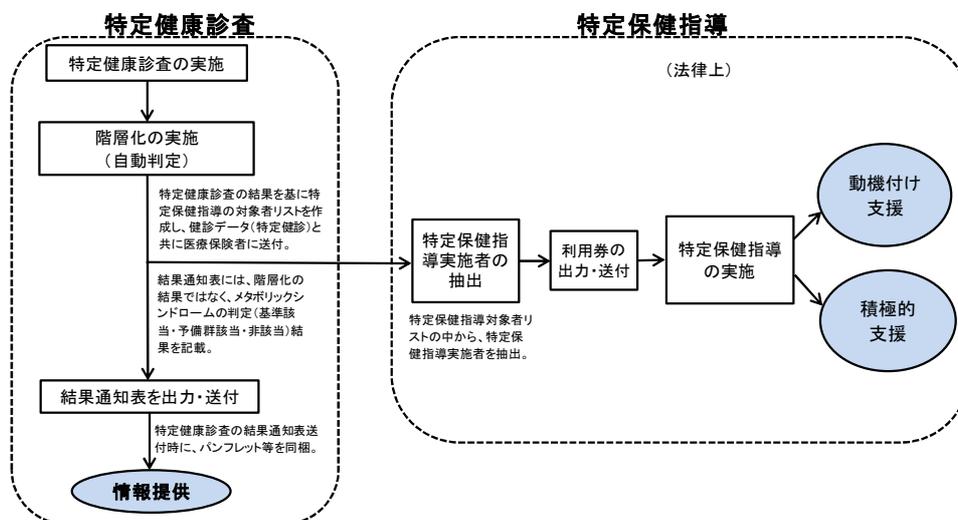
③ 自己負担

無

(2) 実施項目等

特定健康診査の健診結果に基づき、対象者の階層化を行い、特定保健指導の支援区分毎に以下の方法（「標準的な健診・保健指導プログラム」及び「特定健康診査・特定保健指導実施の手引き」に基づく）により保健指導を実施する。	
動機付け支援	保健師による初回の個別面接（20分以上）又は集団指導（概ね80分以上）を実施して特定健診指導支援計画を作成し、3ヶ月以上経過後に評価（電話等）を行う。
積極的支援	動機付け支援と同様の方法で初回面接等を行うとともに、保健師等による電話又はメールにより継続的支援を実施し、6ヶ月以上経過後に評価（電話等）を行う。なお、積極的支援は、ポイント制となっており、支援形態ごとに決められているポイントが合計180ポイント以上の支援方法を基本とする。
指導対象外 （情報提供）	自らの身体状況を認識するとともに、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、結果の提供に併せて、生活習慣の改善等に関する基本的な情報を提供する。
その他の支援	・奈良県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者に対して、糖尿病性腎症重症化予防に関する保健指導プログラム例の内容を参考に保健指導を実施する。

【図表 2 1】 特定健診から特定保健指導への流れ



3. 代行機関について

特定健康診査等の費用の支払及びデータの送信事務等に関し、奈良県国民健康保険団体連合会に委託し、提出されたデータは、特定健診等データ管理システムにおいて管理・保存する。

4. 実施に関する年間スケジュール

特定健康診査・特定保健指導に関するスケジュールについては、図表 2 2 のとおり実施する。

【図表 2 2】

	特定健診		保健指導	
	個別	集団	動機付け支援	積極的支援
前年度	・健診結果の送付 (前年度分)		・保健指導の実施(前年度分)	
4月	・健診機関との契約 ・健診対象者の抽出		・保健指導機関との契約	
5月	・広報による周知 ・受診券発送			
6月	・特定健診開始			
7月		・健診機関との契約		
8月	・健診結果の送付		・利用券の送付	・保健指導の実施(現年度分)
9月		・集団健診の実施(年3回)		
10月	・未受診者勧奨の実施			
11月				
12月				
1月				・未利用者への勧奨
2月				
3月				

第6章 個人情報の保護について

個人情報保護に関しては、個人情報保護関係法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等、及び生駒市個人情報保護条例に基づき、適切に実施していく。

1. 特定健康診査、特定保健指導の記録の保存方法、保存体制

(1) 記録の保存方法

特定健康診査の結果や特定保健指導に関する記録については、標準的な電子データファイル仕様に基づく電子ファイルの形態で、健診・保健指導実施機関等外部委託者を通して、生駒市国民健康保険に報告される。報告されたデータは、特定健診等データ管理システムを利用し、厳重に

運用・管理・保存を行う。保存年限は、最低5年間とする。

(2) 記録の保存体制

健診結果、保健指導記録の保管は、奈良県国民健康保険団体連合会に委託する。保管にあたっては、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや国民健康保険団体連合会における個人情報保護の規定に基づき、適切に実施していく。

(3) 外部委託

外部委託者には個人情報の管理について、関連法令等を十分理解させ、義務付けるとともに、契約書に明記して個人情報の管理について随時確認を行う。

2. 特定健康診査、特定保健指導の記録の管理に関するルール

特定健康診査、特定保健指導の記録の管理については、個人情報保護関連法令に基づくほか、生駒市情報セキュリティに関する規則等に基づき、適切に実施していく。

健診等の情報の利用については、個人情報保護関係法令等の内容に沿って利用目的を周知するとともに、健診等の情報を保健指導に用いることや匿名化した情報を地域の健康状況の把握に用いられることを受診券等の注意書きに記載し、あらかじめ受診者に周知したうえ、必要な範囲に限定し、データの集計・分析を行う。レセプト情報の利用についても同様の取扱いを行う。

第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知について

1. 公表方法

本計画を策定または変更したときは、すみやかに生駒市ホームページに掲載し公表する。

2. 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法について

特定健康診査、特定保健指導の実施率を向上し、生活習慣病を予防することを目的に、市町村広報誌、パンフレット、ポスター等を活用した普及啓発や集会、イベントにおける啓発などを適宜実施し、住民に対して広く周知を図る。これに加えて、医療機関と連携し、住民の身近なところで特定健康診査等の趣旨等を啓発し、理解を深める。

また、他市町村や県等と共同・連携し、ポピュレーションアプローチを実施する。

第8章 特定健康診査等実施計画の評価・見直しについて

1. 目標達成状況の評価方法

特定健康診査、特定保健指導については、実施における検証のみならず、実施後の成果の検証が重要となる。以下の評価を実施し、被保険者等に情報提供を行う。

(1) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

法定報告後の資料を活用し、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の目標値の達成状況等を把握し、第2期データヘルス計画において、事業評価を行う。

(2) メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合

法定報告後の資料を活用し、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を把握し、第2期データヘルス計画において、事業評価を行う。

(3) その他

第2期データヘルス計画において、特定健康診査等に関する事業評価を行う。

2. 評価と見直し

第3期特定健康診査等実施計画の中間評価として平成33年度において、最終評価として平成35年度において、目標の達成状況等について評価を行うことを基本とする。

計画の見直しについては、国や県の動向等に応じて柔軟に対応し、生駒市国民健康保険運営協議会等で検討したうえ、必要に応じて見直しを行う。

第9章 特定健康診査等の円滑な実施について

特定健康診査等の円滑な実施を確保するため、以下の取組を行う。

1. 奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センターとの連携

○奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センターと連携し、効率的かつ効果的に特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上等に向けた取組を行う。

2. 受診しやすい体制づくり

○特定健康診査とがん検診等他検診との同時実施について、衛生部門と連携して実施する。

○受診者の多様な生活スタイルに合わせて、休日の集団健診を引き続き実施する。

3. 実施体制の確保

○特定健康診査から特定保健指導への流れがスムーズにいくよう、生駒市国民健康保険と各特定健診・特定保健指導実施医療機関の連携強化を図る。

○特定保健指導に関わる専門職の技術向上の一環として、県や奈良県国民健康保険団体連合会が実施するスキルアップ研修などの機会を利用して人材育成を図る。

4. 受診率等の向上となる取組

○被保険者に対し、様々な情報提供や啓発活動を行うことで、特定健康診査・保健指導に対する認知度を高め、積極的な受診及び円滑な健診データの提供を促していく。

○通院未受診の方に保険者からの受診勧奨を強化し、実施していく。

○住民自らが、特定健康診査等の重要性について理解し、毎年受診を心掛けることが出来るよう、生活習慣病予防教室の実施など、健康講座の充実を図る。

○担当者会議等への参加による情報収集や特定健康診査の好事例集等を参考に、受診率向上に向けた有効な手法を検討し、実施していく。

○体組成計・骨密度測定・血管年齢測定機器等を利用して気軽に自身の健康維持に関する情報を提供し、毎年特定健診受診及び特定保健指導参加を啓発する。

5. 重症化予防の取組

○特定健康診査で把握したデータを活用し、奈良県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実行するなど、早期発見、重症化予防を行う。